

オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる未利用食品の利用促進等について、活用いただける事業や参考事例等をまとめておりますので、ご参照いただき、取組を進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市区町村ひとり親家庭支援担当部局
各都道府県・指定都市・中核市生活困窮者自立支援制度主管部局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室

オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる 未利用食品の利用促進等について

現在、新型コロナウイルスの感染症対策に取り組んでいただいているところですが、小学校、中学校等ではオミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業などの対応が行われているところですが、これに伴い、学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、既に、小学校、中学校等においては、未利用食品の利用について様々な取組が行われているところですが、場合によってはやむを得ず廃棄されることも懸念されます。このため、教育委員会が他部署等と連携した取組事例（別添1）もご参考にしつつ、地域の実情に応じながら、学校における未利用食品の利用促進等に取り組んでいただくようお願いします。

このような未利用食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組であり、食品ロスの削減及び廃棄物処理の負担軽減の観点から積極的な取組が必要と考えています。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務

連絡が発出されています（別添2）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

また、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援する等の事業（以下「フードバンク事業」という。）も実施しています（別添3）。

未利用食品の具体的な活用方法としては、生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことが考えられます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、居住に困難を抱える方に宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業や生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を実施するものです。

生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの事業の中で、未利用食品を有効活用していくことが重要です。例えば、フードバンクと自立相談支援機関等が連携して、子どもがいる家庭向けに、給食のない長期休みなどに食料品を届けるとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら生活に困窮している方を早期に発見し、支援に繋げている自治体の取組例もあります（別添4）。

厚生労働省では、令和3年度補正予算において、新型コロナウイルスセーフティネット交付金を活用し、生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、フードバンク等から提供された食料等を保管するための倉庫代や食料等の相談者への送料代等を支援する事業を実施しています。この事業を活用して、学校給食などで生じた未利用食品について、有効活用を進めていくことも可能です（別添5）。

また、子どもの学習・生活支援事業の利用者に対して、生活習慣・育成環境の改善を目的とした食事提供を行うものであれば、調理実習や手洗い、挨拶など食事に関する生活習慣付け、フードバンク等が提供する食料や未利用食品の確保に必要な輸送費及び利用者宅への配布に必要な人件費については、事業費から支弁して差し支えありませんので、社会福祉部局と教育委員会など関係機関等との積極的な連携をお願いします。

さらに、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等の協力による利用者宅への食品等の配布については、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月2日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところです（別添6）が、フードバンク事業を活用することにより、これらの学習支援事業に併せて食品等の配布の取組がより一層しやすくなると考えら

れるところ です。

このような取組を円滑に進めるためには、未利用食品の活用と生活困窮者やひとり親家庭の支援という双方の観点から、教育委員会や福祉部局、農林部局、環境部局などの庁内部局が連携して、情報共有しながら進めることが必要です。対応としては、別添1及び別添4を御参照いただきつつ、例えば、関係機関と日頃からコミュニケーションを取れる体制を構築しておくことなどが大切だと考えられます。

さらに、臨時休業が増加する中、教育委員会や福祉部局、学校、学校給食センターが迅速かつ柔軟に対応することも必要です。

こうした点も踏まえ、庁内の連携が、例えば、学校給食センター、フードバンク、自立相談支援機関の顔の見える関係の構築にもつながり、今回の臨時休業への対応に限らず、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時などへの対応にも役立つものであることから、今般を契機に別添を参考にしつつ連携を進め、取組を開始し、食品ロスの削減と生活困窮者やひとり親家庭の支援の充実・強化につなげていただくようお願いいたします。

なお、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要であることを申し添えます。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

(学校給食関係)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2694・2095)

(ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4887)

(生活困窮者自立支援制度関係)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係、相談支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2290・2879)

(フードバンク関係)

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室

TEL : 03-6744-2066 (内線 4319)

1

【学校や教育委員会が部署等と連携した取組】

例1 フードバンクへの提供



**北九州市教育委員会
(福岡県)**

(内容等)

- ・臨時休業に伴い、余った食材をフードバンクへ提供

(対象)

- ・こども食堂の利用者

(提供までの流れ)

- ①未使用の食材をフードバンクに提供
- ②子ども食堂の運営者が食材を受け取り

(ポイント)

- ・日頃から関係機関とこまめに情報共有を行うことにより、フードバンクについて情報収集

**流山市教育委員会
(千葉県)**

(内容等)

- ・臨時休業に伴い、余った食材をフードバンクを通じて寄付

(対象)

- ・病院、学童クラブ等

(提供までの流れ)

- ①未使用の食材をフードバンクに寄付
- ②市内・近隣の病院、学童クラブ等へ配付

(ポイント)

- ・市役所敷地内においても、フードドライブとして活動実績があった団体への寄付であったため、連携が容易

例2 他部署と連携し 市内保育所へ提供



**泉南市教育委員会
(大阪府)**

(内容等)

- ・臨時休業に伴い、余った食材を市内の保育所(園)へ提供

(対象)

- ・保育所(園)の利用者

(提供までの流れ)

- ①教育委員会から保育子ども課へ相談
- ②保育子ども課が保育所(園)と受け入れ調整
- ③学校給食センターから保育所(園)へ提供

(ポイント)

- ・日頃から、部局に捉われず市全体で活用できる資源を教育委員会と福祉部局で把握し、迅速な対応を行える関係性を構築

例3 他部署等と連携し社会福祉施設へ提供



宮古島市教育委員会 (沖縄県)

(内容等)

- ・給食で使う予定であった食材を、子ども食堂・学習支援施設・老人福祉施設・障害福祉施設に提供

(対象)

- ・子ども食堂・学習支援施設・老人福祉施設・障害福祉施設の利用者

(提供までの流れ)

- ①教育委員会からの連絡を受けて市役所内関係部署及び社会福祉協議会連携により提供先を決定
- ②引き取った未使用食材を1箇所の調理場に保管
- ③調理場から調理配送車を使用し各施設へ配達

(ポイント)

- ・行政、関係機関と連携を図り、各施設の細かな数量の調整を実施

例4 納入業者等の協力を得て就学援助世帯へ無償配付等



前橋市教育委員会 (群馬県)

(内容等)

- ①臨時休業に伴い、余った食肉を納入業者の協力を得て、就学援助世帯へ配付
- ②余剰食材をスーパーマーケットへ売却

(対象)

- ①就学援助世帯
- ②一般消費者

(提供までの流れ)

- ①納入業者が店頭で、就学援助世帯へ無償配布
- ②学校給食用食材納入業者により、スーパーマーケットに納品

(ポイント)

- ・日頃から、納入業者、スーパーマーケット等、官民の枠を超えた地域資源を把握し、迅速な対応ができる体制を構築

事務連絡
令和2年3月3日

フードバンク活動団体 各位

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品
についてのフードバンクへの情報提供について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校・中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、これらのイベントや学校給食で活用する予定であった食品が未利用となる事例が発生しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、各食品関連事業者において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品で、今後の使用・販売が見込めないものについて、フードバンクへの寄附を推進するため、下記のとおり、各食品関連事業者からフードバンクに寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対しこれらの情報を一斉に発信する取組を行います。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただいた上で、これらの情報を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

記

1 食品関連事業者から農林水産省への情報提供

各食品関連事業者は、フードバンクへの寄附を希望する未利用食品の情報について、別紙様式に記入の上、メールで提出します。

※消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は対象となりません。

2 農林水産省からフードバンクへの情報提供

農林水産省は、毎日、各食品関連事業者の未利用食品の情報について一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

※未利用食品情報の一覧は、公表いたしません。貴団体におかれましては、一覧に掲載された情報が外部に流出しないよう、くれぐれも情報管理に御留意ください。

3 フードバンクにおける食品関連事業者との寄附の調整及び実施

フードバンクは、農林水産省から提供された未利用食品の情報一覧をもとに、寄附を受けたい未利用食品がある場合、当該未利用食品を有する食品関連事業者に対して各自で直接連絡を行い、受け渡し方法など具体的な調整を実施してください。

その上で、お互いが寄附について合意した場合は、合意内容に基づき、未利用食品の寄附を受けてください（個別の取引について、農林水産省は関与しません）。

4 食品関連事業者から農林水産省への寄附後の報告

食品関連事業者は、未利用食品の情報一覧に掲載した食品をフードバンクに寄附した場合、別紙様式により、農林水産省に報告を行います。農林水産省は、食品関連事業者の同意を得た上で、寄附の実績を公表します。

5 留意事項

- ・食品関連事業者とフードバンクとの合意にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づき、又は準じた取扱いを行ってください。
(参照) 農林水産省ホームページ> 5. フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・同一の未利用食品に複数のフードバンクから寄附の要望があった場合等においても、当該食品を有する食品関連事業者が各フードバンクへの寄附を決定します。農林水産省は調整に一切関与しません。
- ・情報一覧に掲載された未利用食品について、必ず寄附されることを農林水産省が保証するものではありません。
- ・未利用食品を寄附する食品関連事業者及びその食品について、農林水産省が保証するものではありません。
- ・本取組を起因としたトラブルについては、農林水産省は一切関与しません。

6 その他

- ・本取組に関する農林水産省からののお知らせは、省ホームページを通じて御連絡いたします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066

フードバンク支援緊急対策事業

【令和3年度補正予算額 194百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届けやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

《対象経費》

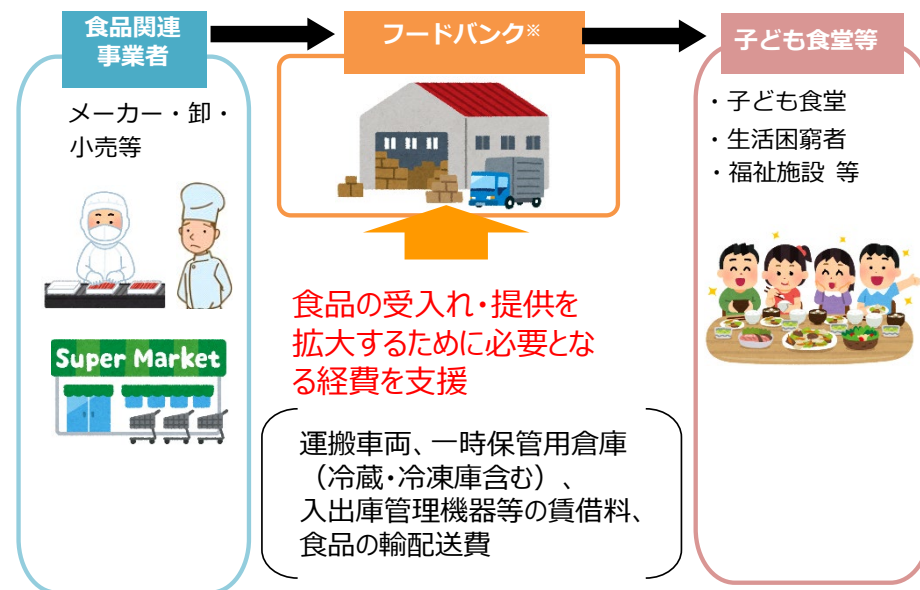
食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる
運搬車両、一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む）、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費

《補助率》

定額（補助上限額500万円）

2. 食品製造業の食品ロス削減対策に対する支援

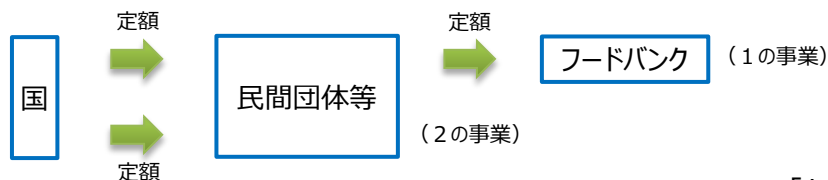
食品製造業における多様な**食品ロス発生要因**を把握・分析し、業務実態に応じた削減対策やフードバンク活動との連携のための取組を支援します。



※支援の対象となるフードバンク

- ・「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表）に基づく又は準じた食品の取扱いを1年以上行っていること。
- ・緊急事態宣言等による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

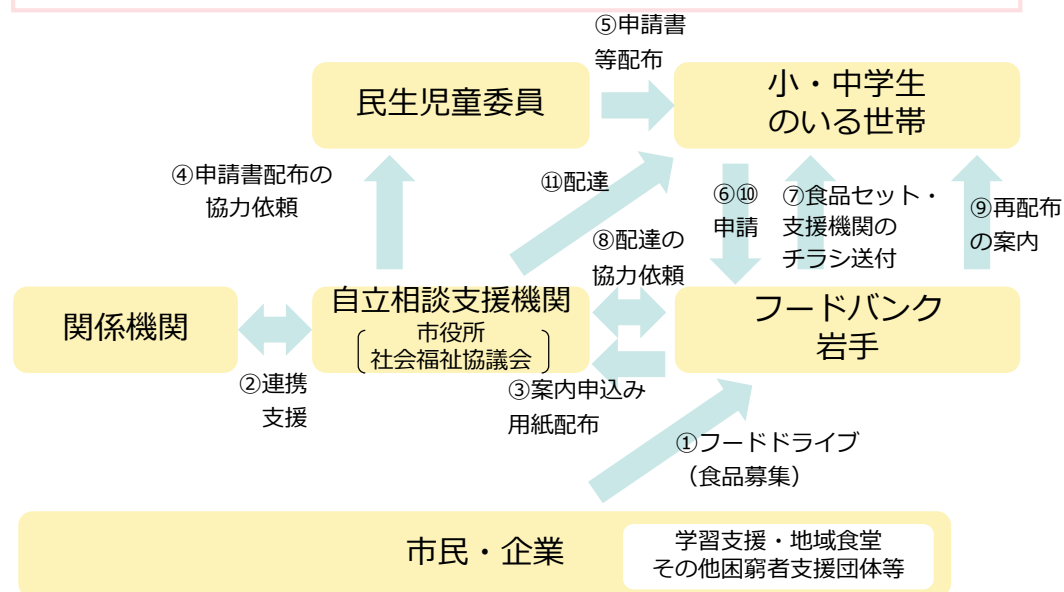
自立相談支援機関とフードバンクと連携した見守り支援

- フードバンク岩手では、子どもがいる家庭向けに、給食のない長期休みなどに食料品を届ける「こども応援プロジェクト」に取り組んでいる。
- 生活状況に不安を抱える家庭に対しては、定期的に食料品の再配布の案内を送付し、見守り支援を行っている。

フードバンク岩手の取組

～フードバンク岩手こども応援プロジェクト～

長期休みの子どもたちの成長を助けることを目的に、子どもがいる世帯で食品を必要としているご家庭にむけて、給食のない長期休みなどに集中的に食料品をご家庭に配送する。
 <配送実績> 2020年度1,059世帯（3,633人）うち169世帯を支援機関につないだ。



取組のポイント

- ✓ 受け渡しを通じた信頼関係の構築
 - ・ 申請書に生活状況（滞納状況など）欄を設けて、困窮状態を把握し、必要な支援情報を食料品と合わせて提供する（支援機関のチラシの送付）。
 - ・ 食料品を手渡しにすることで、必ず本人と会うことができるようになり、信頼関係を構築することができる。
- ✓ 関係機関との連携
 - ・ 民生児童委員とも協力体制を構築するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら支援を行い、困っている人からのSOSを早期に発見し、支援に早期につなげる。
- ✓ 定期的な見守り支援
 - ・ 生活状況に不安を抱える家庭に対しては、定期的に食料品の再配布の案内を送付し、つながりを途切れさせない。
 - ・ ただし、食料支援に依存させない・しないことに気をつける必要がある。

生活困窮者自立支援の機能強化

【要旨】

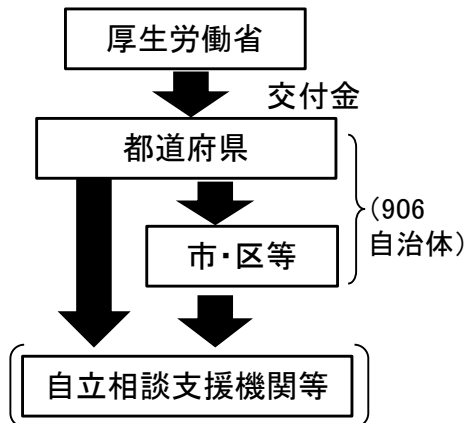
令和3年度補正予算:61億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

事務連絡
令和2年4月2日都道府県
指定都市
中核市
ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
御中厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月28日付け及び3月24日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。別添1及び2参照）において、感染拡大の防止に向けた対応等について留意点をお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年4月1日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添3参照）においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の3つに区分し、それぞれの地域区分の考え方や、想定される対応等が示されています。

ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

また、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等との協力による利用者宅への食品等の配布については、令和2年2月28日付けの事務連絡において状況に応じた柔軟な対応が可能であることを周知したほか、3月13日付けの事務連絡（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか連名事務連絡。別添4参照）において、農林水産省が実施する新しい事業を活用してフードバンクと協力することが可能であることをお示ししているところです。

この点、フードバンク等から提供を受ける食材の輸送費や、フードバンク等に食材を受け取りに行く際の人件費等については、ひとり親家庭に対する学習支援事業の予算補助の対象となります。また、生活困窮世帯に対する学習支援事業についても、食事に関する生活習慣付けといった食育の一環として行うものであれば、予算補助の対

象となるものですので、改めて周知いたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

（別添１）【別添省略】

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年２月２８日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

（別添２）【別添省略】

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その２）」（令和２年３月２４日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添３）【別添省略】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年４月１日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「地域区分の考え方について」（P 7）等を参照

<参考：厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

（別添４）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について」（令和２年３月１３日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか連名事務連絡）

【照会先】

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 4887)

（生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

電話：03-5253-1111(内線 2876)

事務連絡
令和2年3月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市ひとり親家庭支援担当部局
各都道府県・指定都市・中核市生活困窮者自立支援制度主管部局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について

現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、場合によってはやむを得ず廃棄されることが懸念されます。

このような未利用食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組であり、食品ロスの削減及び廃棄物処理の負担軽減の観点から積極的な取組が必要と考えています。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

また、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、文部科学省では、「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」（令和2年2月28日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知したとおり（別添2）、「学校臨時休業対策費補助金」を創設しました。

具体的には、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請とそのために学校設置者が要した費用等への支援（学校給食費返還等事業）等を行います。

学校給食費返還等事業については、学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費（フードバンクへ寄附した場合も含む）や業者への違約金等が含まれます。

また、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）も実施しています（別添3）。この新しい事業を活用して、未利用食品について、有効活用を進めていくことが可能です。

未利用食品の具体的な活用方法としては、生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことが考えられます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、居住に困難を抱える方に宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業や生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を実施するものです。

生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの事業の中で、未利用食品を有効活用していくことが重要です。例えば、公共料金を滞納されている世帯等を中心に配布し、生活上の困りごと等の相談のきっかけとすること、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の利用者に配布し、生活を支援したり、訪問と組み合わせで見守りに役立てること、学習支援と子ども食堂の一体的な実施を進める中で当該食品を活用して食事を提供すること等、事業の効果を高めている自治体の取組例もあります。

また、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等の協力による利用者宅への食品等の配布については、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところ（別添4）が、新しい事業を活用することにより、これらの学習支援事業に併せて食品等の配布の取組がより一層しやすくなると考えられるところです。

このような取組を円滑に進めるためには、未利用食品の活用と生活困窮者やひとり親家庭の支援という双方の観点から、教育委員会や福祉部局、農林部局、環境部局などの庁内部局が連携して、情報共有しながら進めることが必要です。このような庁内の連携体制の構築は、例えば、学校給食センター、フードバンク、自立相談支援機関の顔の見える関係の構築にもつながり、今回の小学校、中学校等の一斉臨

時休業への対応だけでなく、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時などへの対応にも役立つものであることから、今般を契機に連携を進め、取組を開始し、食品ロスの削減と生活困窮者やひとり親家庭の支援の充実・強化につなげていただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

また、各都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

（「学校臨時休業対策費補助金」関係）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係・庶務助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694・2095・2692）

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」関係）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

TEL：03-5253-1111（内線4887）

（生活困窮者自立支援制度関係）

厚生労働省社会援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

TEL：03-5253-1111（内線2879）